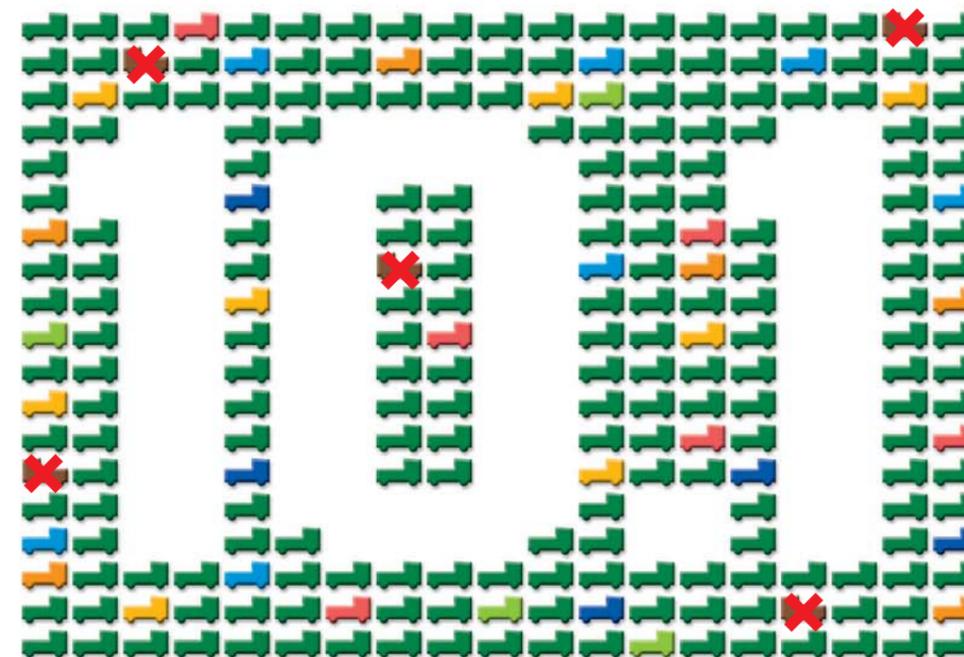


# 法律と条例の比較

項目	法律・条例	兵庫県条例	首都圏1都3県条例
規制開始時期	平成14年10月1日:新車 平成15年10月1日:使用過程車	平成16年10月1日	平成15年10月1日
規制内容	排出基準に適合しない自動車は、対策地域内で登録できない。	排出基準に適合しない自動車は、対策地域内で運行(流入を含む)できない。	PM排出基準に適合しないディーゼル車の運行(流入を含む)を禁止する。
規制地域	東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・三重県・大阪府・兵庫県の8都府県で指定された276市町村(東京23区を含む)	神戸市(灘区・東灘区)・芦屋市・西宮市(北部地域を除く)・伊丹市・尼崎市 ※ 但し、工業専用地域、臨港地区を除く	東京都内全域(島しょ地域を除く) 埼玉県内全域 千葉県内全域 神奈川県内全域
規制対象物質	窒素酸化物(NOx) 粒子状物質(PM)	窒素酸化物(NOx) 粒子状物質(PM)	粒子状物質(PM)
規制車両	①普通貨物車 ②小型貨物車 ③大型バス(定員30人以上) ④マイクロバス(定員11人以上30人未満) ⑤特種用途自動車(トラック・バス・ディーゼル乗用車をベースとしたもの) ⑥ディーゼル乗用車	自動車NOx・PM法の対象車両のうち、車両総重量8トン以上の車両(バスは乗車定員30人以上)	以下のディーゼル自動車 ①貨物の運送の用に供する普通貨物自動車及び小型貨物自動車(トラック等) ②人の運送の用に供する乗用定員11人以上の自動車(バス) ③特種用途自動車 ※ 乗用車及び乗用車をベースに特種用途自動車に改造したものは対象外
猶予期間 注:いずれも、初度登録からの年数を表す	乗用車 9年 普通貨物車 9年 小型貨物車 8年 大型バス 12年 小型バス 10年 特種車 10年	乗用車 - 普通貨物車 10年 小型貨物車 - 大型バス 13年 小型バス - 特種車 11年	乗用車 - 普通貨物車 7年 小型貨物車 7年 大型バス 7年 小型バス 7年 特種車 7年
適用除外	-	規制対象地域内の一部の路線を適用除外とする	知事が指定するPM減少装置を装着した場合
規制を担保する手段等	・車検証の不交付(運行禁止)	・事業者への立入検査 ・街頭検査 ・監視カメラ ・荷主等への勧告 ・公表	・事業者への立入検査 ・路上検査 ・氏名公表 ・荷主に勧告、適切な処置を求める
罰則	6月以下の懲役又は20万円以下の罰金	20万円以下の罰金(両罰規定)	50万円以下の罰金
備考		※ 猶予期間は、法律の猶予期間に1年をプラス	※ 首都圏1都3県=東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県



## 兵庫県環境条例 ディーゼル自動車運行規制 10月1日スタート

首都圏1都3県条例  
(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)  
自動車NOx・PM法



社団法人 兵庫県トラック協会  
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27  
TEL 078 (882) 5556 (代表) FAX 078 (882) 5565  
URL http://www.hyotokyo.or.jp/



環境に配慮して古紙配合率100%の再生紙と大豆インキを使用しています。



社団法人 兵庫県トラック協会

# はじめに

大都市地域における窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) や粒子状物質 (PM) による大気汚染は依然として深刻な状況が続いており、それぞれの物質においても、大気環境基準の達成が困難あるいは達成状況が低いという、大変厳しい状況にあります。

また、全国各地の大気汚染訴訟の判決においても、浮遊粒子状物質 (SPM) や二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) など排気ガスの人の健康被害への影響が指摘されたこと、あるいは、地球温暖化問題などを鑑みて国や地方自治体は、改正「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」の施行、首都圏1都3県 (東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県) や兵庫県における条例改正・施行と、ディーゼル自動車に対する規制を強化しています。

昨今、私どもトラック運送業界におきましては、「社会と共生する」ことを大きなテーマとしており、社会との関わりが非常に大きい「安全」と「環境」を最重点課題として取り上げ、鋭意対処しておりますが、これらは絶対に避けて通ることができない重要な問題であります。

各位におかれましては、日ごろよりこれらの課題に積極的に取り組んでおられることと存じますが、改めて法律や条例による規制の主旨をご理解のうえ諸対策を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、このガイドブックは、本年10月1日から運行規制が実施される「兵庫県環境条例」を中心に、自動車NO<sub>x</sub>・PM法と地方自治体条例の比較も掲載していますので、規制地域への運行に際しましては、万全を期していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

社団法人 兵庫県トラック協会

# 兵庫県環境条例

## 1 制定の主旨

平成13年6月に改正された自動車NO<sub>x</sub>・PM法では、自動車交通が集中し、これまでの対策のみでは環境基準の達成が困難な地域を「対策地域」と指定 (兵庫県では阪神・播磨の11市2町) し、排出基準に適合しない車両について、この地域内では、一定期間経過後は登録できなくなる「車種規制」が、使用過程車について平成15年10月から (新車については、平成14年10月から) 施行されている。

しかしながら、車種規制は法の対策地域外から対策地域内へ流入する自動車には適用されないことから、対策地域外への移転等により、排出基準に適合しない自動車の流入が増えると、環境基準の達成が困難となることが懸念される。

環境基準は、とりわけ交通量の多い阪神東南部地域において、その達成が危惧されることから、この地域 (阪神東南部) に限定して運行規制を実施するものである。

(注) 以下、兵庫県の公表資料から引用

## 2 規制の概要

平成16年10月から、阪神東南部地域 (神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市〈北部地域を除く〉、芦屋市、伊丹市) で基準に適合しない車両総重量8トン以上の自動車 (バスは定員30人以上) の運行が禁止されます。

### 2-1 規制対象となる自動車

車両総重量8トン以上の普通貨物自動車及び特種自動車、定員30人以上の大型バスで、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の排出基準を満たさないために法対策地域内で登録できない自動車を対象としています。

車種	車両総重量・定員	ナンバープレートの分類番号
普通貨物	車両総重量8トン以上	1・10～19・100～199
大型バス	定員30人以上	2・20～29・200～299
特種自動車	車両総重量8トン以上	8・80～89・800～899

規制対象となる自動車の排出ガス規制区分 (型式の識別記号) は、次のとおりです。

ディーゼル自動車		ガソリン・LPG車	
平成6年規制適合車 (KC-)	平成2年規制適合車 (W-)	平成4年規制適合車 (Z-)	平成元年規制適合車 (T-)
平成元年規制適合車 (U-)	昭和58年規制適合車 (P-)	昭和57年規制適合車 (M-)	昭和54年規制適合車 (J-)
昭和57年規制適合車 (N-)	昭和54年規制適合車 (K-)	昭和52年度規制以前 (記号なし)	
昭和52年度規制以前 (記号なし)			

自動車NO<sub>x</sub>・PM法の車種規制に適合している自動車 (法対策地域内で登録を受けることができる自動車) は、条例の運行規制にも適合しています。

### 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の排出基準 (バス・トラック等 車両総重量3.5トン超)

NO <sub>x</sub>	5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)	PM	0.49 g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)
-----------------	---------------------------------	----	-----------------------------------

### 2-2 規制対象外の自動車の種類

特種自動車 (8ナンバー車) のうち一部は、規制の対象外となります。

1 医療防疫車	7 放送中継車	13 検査測定車	19 コンベア車	25 クレーン用台車	31 写真撮影車	37 電源車
2 採血車	8 理容・美容車	14 穴掘建柱車	20 道路作業車	26 空港作業車	32 事務室車	38 照明車
3 軌道兼用車	9 消毒車	15 ウインチ車	21 はしご車	27 構内作業車	33 加工車	39 架線修理車
4 図書館車	10 寝具乾燥車	16 クレーン車	22 ポンプ車	28 工作車	34 食堂車	40 高所作業車
5 郵便車	11 入浴車	17 くい打車	23 コンプレッサー車	29 工業作業車	35 清掃車	
6 移動電話車	12 ボイラー車	18 コンクリート作業車	24 農業作業車	30 レッカー車	36 電気作業車	

### 2-3 規制対象としないケース

- 災害等の場合
- 車検又はナンバープレートへの封印の取り付けを受ける場合
- 臨時運行又は回送運送の許可 (道路運送車両法) を受けている場合
- 幅2.5m、重量44トン、高さ4.1m、長さ19m又は、最小回転半径12mを超える車両であって、道路法による特殊車両の通行許可を受けた経路で運行する場合 (道路法の通行許可以外にも道路交通法や道路運送車両法等により通行許可等が必要な場合がありますので注意が必要です。)

## 2-4 基準を満たしていない自動車の猶予期間

基準を満たしていない自動車については、初度登録日（新車として登録された日）に応じて、期日以降の車検証の有効期間満了日まで猶予されています。

自動車の種別	初度登録日	期日
普通貨物自動車	平成元年9月30日まで	平成16年9月30日
	平成元年10月1日から平成5年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成5年10月1日から平成8年9月30日まで	平成18年9月30日
	平成8年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
大型バス	昭和61年9月30日まで	平成16年9月30日
	昭和61年10月1日から平成2年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成2年10月1日から平成5年9月30日まで	平成18年9月30日
	平成5年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して13年間の末日に当たる日
特種自動車	昭和63年9月30日まで	平成16年9月30日
	昭和63年10月1日から平成4年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成4年10月1日から平成7年9月30日まで	平成18年9月30日
	平成7年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して11年間の末日に当たる日

注) 2年車検自動車にあっても、法の使用可能最終日よりそれぞれ1年間適用が猶予されています。

## 2-5 罰則等

- 基準を満たさない自動車で、規制対象地域を運行することはできません。運行禁止規定に違反した場合、運転者・使用者に罰則（20万円以下の罰金）が適用されます。
- 運行禁止規定に違反するおそれがあると認められる場合、知事は使用者に措置命令を発することができることとしています。措置命令に従わないときは、罰則（20万円以下の罰金）が適用されます。
- 運送を反復・継続して委託する荷主等が、委託先の自動車の運行ルートを指定するなど、その運行に深くかかわっている場合、知事は荷主等に対し、運送事業者が規制を遵守するよう必要な措置をとることを勧告できることとしています。勧告に従わない場合は、荷主等の事業者名が公表されることがあります。

## 2-6 規制のフローチャート

① 自動車のナンバープレートの分類番号が、次のいずれかに該当しますか。

1・10～19・100～199（普通貨物）／2・20～29・200～299（バス）／8・80～89・800～899（特種自動車）

該当する

② 普通貨物・特種自動車の場合、車両総重量が8,000kg以上ですか。  
③ バスの場合、定員が30人以上ですか。

該当する

④ 自動車の型式の識別記号が、次のいずれかに該当しますか。

ディーゼル自動車	平成6年規制適合車 (KC-)	平成2年規制適合車 (W-)	平成元年規制適合車 (U-)
	昭和58年規制適合車 (P-)	昭和57年規制適合車 (N-)	昭和54年規制適合車 (K-)
ガソリン・LPG車	平成4年規制適合車 (Z-)	平成元年規制適合車 (T-)	昭和57年規制適合車 (M-)
	昭和54年規制適合車 (J-)	昭和52年度規制以前 (記号なし)	

該当する

⑤ 規制対象外の自動車（一部の特種自動車）に車体の形状が該当しますか。

該当しない

規制の対象となりません

猶予期間を超えて、規制対象地域内を運行することはできません。

※ 規制対象から除外している道路での運行や、規制対象としないケースでの運行は可能です。

① ナンバープレートの分類番号 ② 初度登録年月 ③ 乗車定員

01311 平成16年 2月 3日 神戸運輸監理部長

### 自動車検査証

登録番号	100	登録年月	平成16年 2月 3日	自動車種別	普通	用途	貨物 家用	車体の形状	キャブオーバー
車体重量	8000 kg	最大積載量	11620 kg	最高速度	197.85 km/h	前軸軸距	1124 mm	後軸軸距	2410 mm
全長	4380 mm	全幅	2470 mm	全高	2360 mm	前軸荷重	1124 kg	後軸荷重	249 kg
型式	P-FS415R	燃費	8 D C 9	燃料	16.03	軽油			

④ 型式の識別記号

⑤ 車体の形状

⑥ 車両総重量

この自動車は平成16年9月30日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができます。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。

基準を満たさない自動車での規制対象地域の運行可能な期間は、ここに記されている有効期間の1年後までとなります。

自動車NOx・PM法の猶予期間を過ぎている場合は、ここに期間が記されませんので、3ページの表で確認してください。



参考

# 1 国の支援制度

事業者が、対策地域内外に使用の本拠を有し、排出基準に適合しない自動車を基準適合車に一定の条件のもとで買い替える場合等について、日本政策投資銀行・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫からの低利融資制度が用意されています。

金融機関	対象者	内容
日本政策投資銀行 連絡先：環境エネルギー部 03-3244-1620	株式会社、組合、財団法人など 組織形体のもの	排出基準適合車の取得 (自動車NOx・PM法対策地域内：政策金利Ⅲ、 自動車NOx・PM法対策地域外：政策金利Ⅰ) 融資比率(40%)、貸付期間(5～10年程度)
中小企業金融公庫 連絡先：東京相談センター 03-3270-1260 名古屋相談センター 052-551-5188 大阪相談センター 06-6345-3577 福岡相談センター 092-781-2396	中小企業金融公庫法第2条に 定める中小企業者	排出基準適合車の取得 (自動車NOx・PM法対策地域内：特別利率③※ 自動車NOx・PM法対策地域外：特別利率①※) 貸付限度(7億2,000万円)
国民生活金融公庫 連絡先：東京相談センター 03-3270-4649 名古屋相談センター 052-211-4649 大阪相談センター 06-6536-4649	中小企業者であって、 右記自動車を取得するもの	排出基準適合車の取得 (自動車NOx・PM法対策地域内：特別利率③※ 自動車NOx・PM法対策地域外：特別利率①※) 貸付限度(7,200万円)

※平成16年1月19日現在 特別利率① 1.55% 特別利率③ 1.05% (償還期間10年の場合)

## 自動車NOx・PM法に基づく買い替えに係る自動車取得税の優遇措置

- 自動車NOx・PM法対策地域内で排出基準に適合しないトラック・バスを廃車して、新たに排出基準に適合したトラック・バスに買い替えた場合、自動車取得税の税率が以下のとおり軽減されます。
  - ・平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.9%軽減
  - ・平成17年4月1日～平成19年3月31日 1.5%軽減
  - ・平成19年4月1日～平成21年3月31日 1.2%軽減

### ●自動車NOx・PM法の車種規制

規制の概要	窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しない自動車は、一定の期間が過ぎると対策地域内で登録を受けられません。
対象自動車	貨物自動車、乗合自動車、特種自動車、ディーゼル乗用車
対策地域	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町、揖保郡太子町

参考

# 2 県の支援制度

運行規制の対象となる、基準を満たさない車両総重量8トン以上の自動車(バスは定員30人以上)を基準適合車に買い換える場合等について、支援制度を用意しています。

## 参考2-1 政府系金融機関最新規制適合車等購入資金利子補給制度

項目	内容
利子補給対象者	県内に事業所を有する中小企業者で、最新規制適合車等購入に係る国の制度融資(融資機関：日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)を利用する方
利子補給対象車両	次の①～④のすべてを満たす車両を解体廃車し、その代替として購入する最新規制適合車。 ① 兵庫県内において利子補給申請者が所有する車両 ② 法の対策地域外に使用の本拠を置く車両 ③ 法の排出基準を満たさない車両 ④ 車両総重量8トン以上の車両(バスについては定員30人以上) ただし、廃車車両は購入車両と同等程度以上の車両総重量を有する必要があります。
利子補給率	政府系金融機関が設定している法の対策地域内外の金利差相当 ※平成16年1月19日現在の中小企業金融公庫の金利は、償還期間8年の場合、対策地域内1.05%、対策地域外1.55%となっており、この差の0.5%を県が利子補給します。

## 参考2-2 最新規制適合車等代替促進特別融資制度

項目	内容									
融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者									
融資の対象となる車両	次の①～③のすべてを満たす車両を解体廃車し、その代替として購入する最新規制適合車。 ① 兵庫県内において融資申請者が所有する車両 ② 法の排出基準を満たさない車両 ③ 車両総重量8トン以上の車両(バスについては定員30人以上) ただし、廃車車両は購入車両と同等程度以上の車両総重量を有する必要があります。									
融資限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車両総重量区分</th> <th>本体(シャーシ)</th> <th>架装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20トン超～25トン以下</td> <td>1,000万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>20t以下</td> <td>800万円</td> <td>600万円</td> </tr> </tbody> </table>	車両総重量区分	本体(シャーシ)	架装	20トン超～25トン以下	1,000万円	700万円	20t以下	800万円	600万円
車両総重量区分	本体(シャーシ)	架装								
20トン超～25トン以下	1,000万円	700万円								
20t以下	800万円	600万円								
貸付利率	1.4%(平成16年1月19日現在)									
償還期間	10年以内									
償還方法	2年以内据置可 元金均等月賦払									
保証	原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要。保証料は申込者負担									
利子補給	支払利子の一部を県が利子補給します。 【利子補給率】●小規模企業……支払った利子の60% ●それ以外……支払った利子の30% ※小規模企業→従業員20人以内(商業、サービス業については5人以内) 【利子補給期間】 10年以内									

注) 1 主な要件だけを記載しているため、これ以外の要件がある場合があります。 2 限度額いっぱいまで融資を受けられない場合もあります。 3 担保・保証人は原則として、保証協会または金融機関の定めるところによります。

参考2-3 最新規制適合車等代替促進特別補助制度

項目	内容
補助対象者	県内に事業所を有する中小企業者
補助の対象となる車両	次の①～③のすべてを満たす車両を解体廃車し、その代替として購入する最新規制適合車。 ① 兵庫県内において補助申請者が所有する車両 ② 法の排出基準を満たさない車両 ③ 車両総重量8トン以上の車両（バスについては定員30人以上） ただし、廃車車両は購入車両と同等程度以上の車両総重量を有することが必要です。
補助の要件	自動車NOx・PM法に規定する使用可能期限あるいは環境の保全と創造に関する条例に規定する運行可能期限から2年以上早期に代替することが必要です。
補助の内容	購入価格（自動車取得税課税標準額相当）の2%を補助します。

参考2-1から参考2-3の問い合わせ先

兵庫県健康生活部環境局大気課自動車公害係 TEL.078-362-3352

参考2-4 最新規制適合車等代替促進特別貸与制度

項目	内容
貸与対象者	県内に事業所を有する中小企業者
貸与の対象となる車両	次の①～③のすべてを満たす車両を解体廃車し、その代替として導入しようとする最新規制適合車。 ① 兵庫県内において貸与申請者が所有する車両 ② 法の排出基準を満たさない車両 ③ 車両総重量8トン以上の車両（バスについては定員30人以上） ただし、廃車車両は貸与車両と同等程度以上の車両総重量を有することが必要です。
貸与限度額	1企業あたり 7,500万円
貸与期間	8年以内
償還方法	半年据置、元金均等半年賦償還
割賦損料率	年1.5%（第3者連帯保証人がない場合は年3.0%）
保証金	10%（最終償還から順次充当）
連帯保証人	第3者連帯保証人1名以上（法人の場合、この他に代表者）
所有権	支払義務の完了後に事業者に所有権を移転

※主な要件だけを記載しているため、これ以外の要件がある場合があります。

参考2-4の問い合わせ先

(財) ひょうご中小企業活性化センター TEL.078-230-8801

参考2-5 自動車NOx・PM法対策地域外廃車代替に係る自動車取得税の税率の特例について

項目	内容				
概要	兵庫県内の自動車NOx・PM法対策地域外に定置場を有する自動車NOx・PM法排出ガス基準非適合車のうち、車両総重量8トン以上の自動車と大型バスについて、排出ガス基準適合車への買い替えに対する自動車取得税を軽減します。				
主な要件	①廃車車両 ・車両総重量8トン以上の自動車（一部特種自動車とマイクロバスは除く）又は大型バスのうち、NOx排出基準又はPM排出基準に適合しないものであること。 ・平成16年1月1日に、主たる定置場を兵庫県内（NOx・PM法対策地域内は除く）に置き、かつ廃車まで兵庫県内において同一者により保有されていること。 ・「環境の保全と創造に関する条例施行規則」に定める特定期日の前日までに廃車していること。 ・道路運送車両法第15条第1項の申請に基づく抹消登録を受けていること。				
	②取得車両 ・平成10年10月1日以降排出ガス基準適合車で、NOx排出基準及びPM排出基準に適合するもの。 ・取得にあたって、その主たる定置場を兵庫県内に置くもの。				
	③その他 ・廃車車両の抹消登録と取得車両の登録が、平成16年1月1日から平成21年3月31日までにに行われていること。 ・廃車車両1台につき取得車両が1台であること。 ・廃車車両と取得車両とが同じ種別であること。 ・廃車車両と取得車両の納税義務者が同一であること。 ・廃車車両の抹消登録と、取得車両の登録が1月以内に行われていること。				
軽減率等	取得時期	軽減後適用税率		軽減率	
		自家用	営業用		
	H16.1.1～H17.3.31	3.1%	1.1%		1.9%
	H17.4.1～H19.3.31	3.5%	1.5%		1.5%
	H19.4.1～H21.3.31	3.8%	1.8%	1.2%	
問い合わせ窓口	神戸ナンバー	姫路ナンバー			
	灘県税事務所自動車取得税審査課 神戸市灘区魚崎浜町33 TEL.(078)441-0305	姫路県税事務所自動車取得税審査課 姫路市飾磨区中島福路町3323 TEL.(0792)33-8260			

参考2-6 最新規制適合車等購入資金融資制度

運行規制の対象とならない、車両総重量8トン未満の自動車（バスは定員30人未満）等を基準適合車に買い替える場合について、低利融資制度を用意しています。

項目	内容		
融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者		
融資の対象となる車両	次の①～②のすべてを満たす車両を解体廃車し、その代替として購入する最新規制適合車。 ① 兵庫県内において融資申請者が所有する車両 ② 法の排出基準を満たさない車両 ただし、廃車車両は購入車両と同等程度以上の車両総重量を有することが必要です。		
融資限度額	1企業・組合 5,000万円	貸付利率	1.5%（平成16年1月19日現在）
償還期間	10年以内	償還方法	2年以内据置可 元金均等月賦払
保証	原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要。保証料は申込者負担		
利子補給	支払利子の一部を県が利子補給します。 【利子補給率】●小規模企業……支払った利子の60% ●それ以外……支払った利子の30% ※小規模企業→従業員20人以内（商業、サービス業については5人以内） 【利子補給期間】 5年以内		

注) 1 主な要件だけを記載しているため、これ以外の要件がある場合があります。 2 限度額いっぱいまで融資を受けられない場合もあります。 3 担保・保証人は原則として、保証協会または金融機関の定めるところによります。